

医療コラム -Medical columns for your healthy Life-

人生の最期について、考えたことはありますか？

もしバナゲームで「人生会議」はじめてみませんか



もしものために「人生会議」

誰でも、いつでも、命に関わる大きな病気やケガをする可能性があります。

命の危険が迫った状態になると、70%ほどの人は、医療や今後のケアなどを自分で決めたり望みを人に伝えたりすることができなくなると言われています。

人生会議は、もしもそのような状況になった時、どのような医療やケアを望んでいるのか、信頼できる人たちと話し合うことです。

もしバナゲームを知っていますか

人生の最期にどうありたいか。多くの人が大切だとわかっていても、なんとなく縁起でもないと思いついて通っている…。

「もしバナゲーム」は、そんな縁起でもない話を考え、話し合うきっかけを作るためのものです。

家族や友人にあなたの願いを伝え、理解してもらうためのきっかけになります。



出前講座を行っています

人生会議ってどうするの、何を話したらいいのかわからない、という皆さんのもとにiACP※公認もしバナマイスターの称号を受けた、がん看護分野の看護師（森田、谷口、松山）が伺い、人生会議をはじめのきっかけ作りをお手伝いします。地域の活動（公民館など）、学校、地域の医療・介護施設のイベントなど、ご指定の場所に伺います。



人生の最期まで自分らしく生きるために、人生会議をはじめてみませんか。

※iACPとは、「もしバナ」の普及と実践の手助けを行っている団体です。

【申し込み・問い合わせ】

市民病院 ☎63-1115（代表）  
緩和ケア認定看護師 松山

会計年度任用職員  
(パートタイム) 募集

●職種

- ①看護師 ②病棟クラーク
- ③看護助手

●勤務時間 週30時間か週35時間

●採用方法 書類選考と面接

●申込方法 履歴書（市販可、写真張り付け）と資格証（写し）を郵送するか持参して申し込み

※採用は随時行っています。詳しくはホームページをご覧ください。



市民病院  
総務課総務係  
☎63-1115

市民病院  
ホームページ

**新市民病院 新着情報**

6月11日に新病院建設に係る施工予定者を選定しました。  
【最優秀提案事業者】  
安藤・間・吉村建設工事共同企業体  
契約協議が整った後に、あらためて事業内容を掲載します。

3,000円もお得です！  
歯周疾患検診を受けませんか

☎保険介護課国保年金係 ☎63-1327

新型コロナウイルス感染症の流行拡大により中止していた歯周疾患検診を6月1日から実施しています。

- 対象者 国民健康保険加入者で、今年度中に20～74歳になる人
- ※今年度中に75歳になる人は誕生日の前日まで受診可。

- 受診期限 12月31日(休)
- 受診医療機関 市内の歯科医療機関
- 自己負担額 400円
- 申込方法 保険証を持参し、保険介護課国保年金係か、直接歯科医療機関へ申し込み

子ども医療費・ひとり親家庭等医療費・  
重度心身障害者医療費助成

☎子育て支援課給付係 ☎63-1417  
☎福祉課福祉係 ☎63-1406

受給者の皆さんが病院などで診療を受けたときや、調剤薬局で薬剤の処方を受けたときなどに支払った一部負担金（保険適用分）を、申請に基づき全額または一部を口座に振り込む方式で助成しています。子ども医療の受給者は熊本県内（社会保険に加入している人は大牟田市も）の外来受診をする際、保険証と子ども医療受給資格者証を提示すると、医療機関窓口で助成が受けられます。

種類	対象者	自己負担金 (1医療機関・1カ月あたり)	資格取得日	手続きに必要なもの
子ども医療費	0～15歳 (中学生まで) ※受給資格者証は中学生には発行されません	●小学3年生まで：自己負担なし ●小学4～6年生：外来500円 入院2,000円 ●中学生：入院2,000円 ※外来は助成対象外	誕生日または転入日から	●健康保険証 ●預貯金通帳 ●印鑑(認印で可) ●マイナンバーがわかるもの
ひとり親家庭等医療費	●ひとり親家庭などで、満20歳未満の児童を扶養している父か母 ●ひとり親家庭などの児童 ●父母がいない児童 ※満18歳になった最初の3月31日まで	父か母：一部負担金の1/3 児童：自己負担なし ※前年の所得により助成が停止になる場合あり	申請日の翌月の初日	●健康保険証 ●預貯金通帳 ●印鑑(認印で可) ●戸籍謄本 ●マイナンバーがわかるもの
重度心身障害者医療費	●身体障害者手帳1・2級の人 ●療育手帳A1・A2判定の人 ●精神障害者保健福祉手帳(障害者手帳)1級の人	①入院2,040円 ②入院外*1,020円 ※前年の所得により助成が停止になる場合あり	申請日の翌月の初日	●健康保険証 ●預貯金通帳 ●印鑑(認印で可) ●身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のどれか ●マイナンバーがわかるもの

※入院外…通院、訪問看護、柔道整復師、はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師などの保険適用分の施術

◎この制度を利用するときは、前もって窓口で手続きし、あらかじめ受給資格の認定を受ける必要があります。認定者には「受給資格者証」が交付されます。

◎ひとり親家庭等・重度心身障害者の医療費助成は、前年度の所得によって停止になることがあります。毎年8月に前年度の所得調査を行います。

◎健康保険の高額療養費や家族療養附加給付金など、他の制度から医療費が給付される場合は、一部負担金から差し引いた額が助成対象となります。

◎助成申請できるのは、診療を受けた月の翌月から1年以内です。

◎お持ちの受給者資格証の有効期限が平成表記になっていても継続して使えます。令和に読み替えて利用してください。

子ども医療費の助成対象が  
拡大します

令和3年1月診療分から、0歳～15歳(中学生)の外来・入院費用の全額助成を開始します。詳細は決まり次第、広報やホームページでお知らせします。

お住いの近くでかかりつけ医を持つようにしましょう